



市議会報告

2015年5月号

「私道の課税のあり方について」

今回の活動報告では3月議会にて「私道の課税について」・「インターネット犯罪について」の2項目の一般質問の報告と、その他行政関連情報をお届けします。

◆行政が認めた公衆用道路（位置指定道路）であれば固定資産税は課税されませんが、実質的に公衆用道路として使用されているのに未分筆であることが理由で、非課税とならない私道があり、また地目が公衆用道路でも、課税されている私道があると聞きますが

(1) 私道の課税のあり方に関する見解はどうか

(答える)

私道であつても、地方税法第348条第2項第5号に規定する「公共の用に供する道路」に該当する場合は、固定資産税及び都市計画税は非課税になります。しかし、私道の非課税につきましては、私道の部分が未分筆である場合など、設定が困難である場合が多いことから、原則として市税条例に基づき、誌に非課税の申告をしていただく必要があります。

◆ただ今のお答え中で「公共の用に供する道路」の定義は具体的にどのようなものなのか、例えば、位置指定道路や、昔からの慣習でお互いに土地の一部を出し合つて道路として使用している部分についても、「公共の用に供する道路」に該当し、市に非課税の申告をすれば、非課税になるということなのでしょうか。

(答える)

「公共の用に供する道路」の定義は、その利用形態から見て何らか制約を設けず一般に開放している道路であり、また広く不特定多数の人々が利用している道路であることです。ですから、いわゆる位置指定道路についても、あくまで「公

(答える)

資産税課に非課税の申告をしていただくことになりますが、当該時にその私道が未分筆であるときは、地籍測量図等、私道部分の面積がわかるものを添付していただく必要があります。なお、余談になりますが、例えば、未文筆の私道部分が非課税になった場合は、当然ながらその部分は家屋の建築基準法の敷地面積から除かれることになりますので、次に建物を建てるさいには、非課税となつた私道の部分が敷地面積から除かれ、建ぺい率、容積率等の算定には影響があることを申し添えさせていただきます。

(答える)

◆判りました。しかしながら私の知るところ、そうしたことについて知らない市民のほうが多いように思います。「公共の用に供する道路」の定義にあってはまつている私道の非課税の手続きについて、もっと広く市民に周知すべきではないかと思いますが、どうですか。

(答える)
市民の方に対する周知としては、毎年納税通知書と共に送りして (次ページへ)

◆携帯電話の使用時間等のルールを作成する際は、学校や親が一方的に子供に押し付ける

(答え)

◆携帯電話の使用時間について規制したり、方針を出したりする自治体もありますが、町田市教育委員会としては、どのように考えていますか。

(答え)

◆携帯電話の使用時間等のルールを作成する際は、学校や親が一方的に子供に押し付ける

者にどのようにインターネット犯罪防止を働きかけていくのですか。

(答え)

◆学校からの指導や情報が届きにくい保護者とも連携して取り組んでいくために、保護者会で情報発信したり、学校からリーフレットを配布したりするだけでなく、全保護者と情報共有することができる個人面談や三者面談や家庭訪問等を活用して、保護者に働きかけていくように定例校長会等で周知していく予定です。

◆子供たちが意識を高めるためには、具体的な事例を通して、学ぶことが大切だと考えますが、実際に学校ではどのような事例学習をおこなっているのでしょうか。

(答え)

◆具体的な事例学習といったしましては、例えば、「LINEやフェイスブック等のSNSインターネットサイトで知らない人と交流し「その知らない人から会いたい」と相談を受けた際の対応方法。あるいは、携帯型ゲームに夢中になり多くの時間をかけていろいろなアイテムを手に入れて遊んでいたところ、友達からなかなか手に入れることができないアイテムを「2000円で売つてくれないか」とお願いされた場合の対処方法等、実際に子供が質問しそうなこと、相談しそうなことを話し合う等の機会を設定していくといった事例学習となっています。

(答え)



のではなく、お親子の共通理解のもとに子供自身にインターネット犯罪の危険性を自覚させ、親子でルールを作り、宣言させると同時に、もし子供が宣言したルールを守れなかつた場合は、日々進化を続けており、扱い方や活用の幅は、大人より子供たちのほうが進んでいることもたくさんあります。町田市の教育委員会は、子供たちが巻き込まれないように、努力を続けていてくださいことをお願いし私の質問を終わせていただきます。

◎平成27年3月7日 土曜日
「町田市忠生市民センター落成式に行つきました。」



旧センターは1977年竣工と、市内6か所の市民センターでは最も古く、施設老朽化から、市では2006年に建て替えに向けた取り組み開始し、2013年に改築に着手しました。新忠生市民センターの所在地は、忠生3丁目14番2にあり鉄筋コンクリート造り地上3階建て。これは市内最大規模。駐車場、駐輪場、バイク置場もあります。全館パリアフリー構造で、エントランスロビーの案内板は、音声誘導と点字による館内紹介もできるなど視覚障害者にも配慮しています。住民票発行や戸籍届出、国民健康保険、年金手続きなどが行える行政窓口があり、多目的室、会議室、料理講習室、和室などや、子供を遊ばせることができます。(5月1日オープン予定)

3階は、市内3ヶ所目の健康福祉施設で、診察室、歯科診療室、予診室、授乳コーナーなどがあります。これまで原町田で受診していたものが、忠生市民センターで受けられま

いる「固定資産税・都市計画税のしおり」にも案内を載せていますし、「広報まちだ」にも定期的に案内を載せています。毎年4月から5月にかけて実施している、固定資産税・都市計画税の「縦覧」に来られた方にお渡ししている「固定資産税のあらまし」にもより詳細な記載をしています。

◆今、話されたような案内が、市のホームページにはないようですが、どうなのですか。それで周知は充分だと言えるのでしょうか。

(答え)

恐れ入ります。おっしゃるとおりホームページには今のところそうした案内がございませんので、ホームページには速やかに掲載することにいたします。また、今後、さらに広く周知するための方策についても検討していくたいと考えております。

◆今後、市としての周知をしっかりと進めないと進めないと期待して、この質問を終わらせていただきます。

「インターネット犯罪について」

◆今時代に、携帯電話・スマートフォンはなくてはならない物になっています。スマートフォンは、超小型パソコンなので、大人の社会で、ビジネス活用・地図検索・世界中様々な情報を調べることが出来る便利な物です。また子供たちにとっても欠かせない存在になっています。

平成26年中に警視庁少年育成課が行ったアンケート調査によると、小学生の約12%、中学生の約49%、高校生の約83%がスマートフォンを保有していると回答しています。実際、仲の良い友人にプライベートな写真を送信したことで、その写真が不特定多数の人間に広がってしまった、といった事案が発生しています。

◆今後、市としての周知をしっかりと進めないと進めないと期待して、この質問を終わらせていただきます。

◆インターネット犯罪について

町田市においても、子供たちが犯罪に巻き込まれないような、情報モラル教育を現在も取り組んでいると思いますが、教育委員会では、インターネット犯罪に對して現状でどのような対策を行っているのか。

(答え)

教育委員会では、教員への研修及び保護者への啓発を行っています。教員への研修といたしましては、市教育委員会作成の「子どもたちがインターネットトラブルに巻き込まれないように」を全教員に配布し、各学校において校内研修を行う等、情報モラル教育の充実を行っています。また、都教育委員会作成の「インターネット等の適正な利用に関する私道事例集・活用の手引き」を全校に配布し、具体的な事例学習を行うように働きかけています。

◆インターネット環境は日進月歩であり、今では携帯ゲーム機や音楽プレーヤーでもインターネットにつながることができる状況であり、インターネット犯罪も時代と共に変わっています。いくと想いますが、今後の取組についてどのように考えていているのか。

(答え)

◆インターネット環境は日進月歩であり、今では携帯ゲーム機や音楽プレーヤーでもインターネットにつながることができる状況であり、インターネット犯罪も時代と共に変わっています。いくと想いますが、今後の取組についてどのように考えていているのか。

今後は、これまで配布した資料の活用を教員に徹底し、具体的な事例をとおした指導を児童・生徒に繰り返し行うことで、子どもたちがインターネット犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境づくりを進めてまいります。これまで実施してきた市内全小・中学校の生活指導主任や情報教育担当者への研修を充実させていくとともに、新たに、新規採用教員を対象に、小・中学校ネット・携帯電話の利用状況やその危険性を知り、その対応等について学ぶ研修及び情報モラル教育の在り方、セキュリティ対策に関する知識・技術について学ぶ機会を設けていくよう働きかけている」と回答する割合が20%になっています。今後、この「ネットマナー等を使用している」と回答している家庭が50%そのうち「ネットマナーが身についている」と回答している割合は20%中学校では「スマートフォン等を使用している」と回答している家庭が50%そのうち「ネットマナーが身についている」と回答している割合は80%その内「ネットマナーが身についている」と回答する割合が20%になっています。今後、この「ネットマナー等を使用している」と回答する割合が100%になることを目指して、ネットマナーについて「学ぶ機会を設けていくよう働きかけていく必要がある」と考えていました。

◆家庭で保護者が子供にしっかりと指導し、見守ることが大切であり、そのためにも保護者への啓発が必要であるが、学校に来てくれない保護者や、連絡がとりにくい保護

能についての理解を深める研修を加えていく予定です。

保護者への啓発につきましては、5月に「家庭学習の手引き」のリーフレットを全保護者に配布いたしますが、このリーフレットでは家庭における取組の一つとして「携帯電話やスマートフォンを持たせる場合には使う時間や使い方等のルールを作ること」の必要性を紹介しております。また、各学校が行っている保護者アンケートにおいて「インターネットの使用方法」に関する項目を設けるように、全校に働きかけてていきます。

◆各学校が、行っている保護者アンケートにおいて「インターネットの使用方法」に関する項目を今年から設け、今後、全校に働きかけていくとのことですが、現時点でどのような結果が出ていますか。

(答え)

「パソコン、携帯電話、スマートフォン等によるネットマナーが身についているか」を問う保護者アンケートを、今年4つの学校が実施しました。結果は、小学校では「スマートフォン等を使用している」と回答している家庭が50%そのうち「ネットマナーが身についている」と回答している割合は80%その内「ネットマナーが身についている」と回答する割合が20%になっています。今後、この「ネットマナー等を使用している」と回答する割合が100%になることを目指して、ネットマナーについて「学ぶ機会を設けていくよう働きかけていく必要がある」と考えていました。

◆家庭で保護者が子供にしっかりと指導し、見守ることが大切であり、そのためにも保護者への啓発が必要であるが、学校に来てくれない保護者や、連絡がとりにくい保護

最近の活動報告

◎平成27年3月19日 木曜日
木曽中学校の卒業式に参加
106名の卒業生のみなさん、ご卒業おめでとうございます。

◎平成27年3月24日 火曜日
忠生第三小学校の卒業式に参加
100名の卒業生のみなさん、ご卒業おめでとうございます。

◎平成27年3月28日 土曜日
首都圏を変える道路の1つ圏央道の相模原インターの開通式に参加しました。

◎平成27年3月28日 土曜日
町田市から商工会議所に依頼し、町田市と協議しながら7月1日頃発売予定です。商品券は1冊（500円券×24枚）を1万円で販売する予定です。販売総額は10億円で2億円のプレミアムが付加されます。

◎平成27年4月2日 木曜日
町田市民ホールリニューアルオープ記念に、第81回NHK全国学校音楽コンクール金賞を受賞した町田市立鶴川第二中学校

こなわれ、会場にいる全員が歌声に感動しましたと思います。また4月5日には、桂文枝で独演会の記念公演がありましたが、完売でとてもいい講演でした。

「意見をお寄せください。
お気軽に事務所までどうぞ。

◎平成27年4月5日 日曜日

○町田市市民春季ソフトボール大会、開会式が雨天のため、サン町田市旭体育館で行われ1部16チーム・2部32チーム・3部67チーム・壮年17チーム（選手2,338人）が参加し熱戦の幕が切って落とされました。

○町田市市民春季ソフトボール大会、開会式がサン町田市旭体育館で行われキング・クイーン各5チーム・男子1部16チーム・2部15チーム・3部7チーム・実年17チーム・女子5チームでの参加で開会式が行われました。

◎平成27年4月6日 月曜日
忠生第三小学校の入学式に参加
87名の新入生のみなさん、ご入学おめでとうございます。

◎平成27年4月7日 火曜日
○木曽中学校の入学式に参加
108名の新入生のみなさん、ご入学おめでとうございます。

○東京都南多摩東部建設事務所で、今年度道路計画打合せ

**速報！
20%のプレミアム付き
「まちだ☆いいことふくらむ
商品券」**



商品券有効期間

7月11日(土)～10月31日(土)

【販売方法】
所定の「専用応募ハガキ」で応募していただきます。応募期間は5月1日（金）～6月10日（水）当日消印有効（市内在住等の要件を問わずどなたでも可能）一人五冊まで購入が可能です。

【応募者多数の場合は抽選】
※「専用応募ハガキ」付きパンフレットは市内公共施設で入手できます。

【引き換え方法】
当選者には「購入引換ハガキ」を送付し、応募の際に希望した日程・場所で商品券と引き換えます。

※引換日程・場所は別途詳細参照
※引き換えられなかつた商品券については、2次抽選・引換を実施します。

※その他詳細はパンフレット参照